

# 北海道建設業労災保険一人親方組合 脱退届

北海道建設業労災保険一人親方組合

理事長 村上 三基夫 殿

私は下記の理由により貴組合の労災保険の特別加入を脱退します。

ふり 氏 がな 名 ⑩	労災保険 整理番号
脱退希望年月日	令和 年 月 日
脱退理由 (○印して下さい) ※脱退理由に応じた 添付書類(写し)の 提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"><li>・直接雇用され、労働者になったため (雇用保険被保険者資格取得等確認通知書)</li><li>・労働者を常時雇用し、中小事業主等になったため (労災保険関係成立届控・中小事業主等特別加入申請書控)</li><li>・北海道・青森県内以外の住所に転居したため(住所変更後の住民票)</li><li>・その他 建設業の一人親方に該当しなくなったため 〔 〕</li></ul> <p>※加入者本人の死亡による脱退の場合は、遺族の方が死亡診断書又は死体検案書(写し)を添付して提出して下さい。</p>

上記の者が当組合の労災保険の特別加入を脱退することを確認しました。

令和 年 月 日

北海道建設業労災保険一人親方組合 理事長 村上 三基夫 ⑩

※ 上記のように北海道・青森県内の建設業の一人親方に該当しなくなった等の止むを得ない理由で、理由に応じた添付書類がない限り、年度途中の脱退は認められません。年度途中で脱退する場合は、脱退月から年度末までの分の労災保険料の返還がありますので、口座をお知らせ下さい。

※ 労働者又は中小事業主等になった等の場合を除き、さかのぼっての脱退はできません。脱退日は最短で、当組合が労働局に届を提出した日の翌日が承認日となります。月末で脱退する場合は、末日の前々日の営業日(土・日・祝日・年末年始等を除く)の午前中までに当組合にこの用紙(添付書類含む)が届いていないと月末で脱退することはできません。翌月脱退となり労災保険料も発生しますのでご注意下さい。